

# JCBサイバーリスク保険団体制度 パンフレット兼重要事項説明書

## 【団体制度の概要】

- 保険期間 : 2022年10月1日午後4時～2023年10月1日午後4時まで  
契約者 : 株式会社ジェーシービー  
加入対象者 : JCBグループのカード発行会社が提供するカードの会員  
払込方法 : 一時払・クレジットカード決済（加入対象となるカードでお支払いいただきます）  
引受保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社

## 【加入方法】

- お手続き締切日 : 毎月15日締切  
補償開始日 : 締切日までに下記お手続き方法①②を完了された場合、翌月1日から補償が開始します。  
※補償期間は翌月1日午後4時～2023年10月1日午後4時まで  
お手続き方法 : ① 所定の加入依頼書を代理店へご提出ください。  
② メール決済システムにて、保険料の決済手続きを完了してください。

## ※ご注意事項

- 中途加入の場合、原則として加入依頼日の翌月1日より補償が開始しますが、加入依頼書の受付状況によっては中途加入日が異なりますのでご了承ください。
- メール決済システムでのカード決済手続きが完了しない場合は、ご加入手続きが完了せず、補償が開始されませんのでご注意ください。

## 【お問い合わせ先】 JCB法人カード専用サイバーセキュリティデスク

(代理店：株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO)

フリーダイヤル 0120-982-996

受付時間9:00AM～5:00PM 土日祝・年末年始休

東京海上日動火災保険株式会社 本店営業第六部営業第一課  
TEL:03-5223-3153

# 1. サイバーリスク保険の補償内容

## 保険期間

### 1 年間

中途加入された場合の保険期間は、表紙記載の「補償開始日」をご確認ください。

## 保険料

ご加入時に把握可能な最近の会計年度の売上高（すべての売上高）に基づいて保険料を算出します。

なお、ご申告いただいた売上高が事実よりも過小であった場合は、保険金を削減してお支払いすることになりますのでご注意ください。

## 被保険者の範囲

- ① 記名被保険者（貴社）
- ② 記名被保険者の役員または使用人（①の業務に関する場合に限り。）

## 商品構成

補償の種類		主な補償内容
賠償責任保険 + 普通保険約款	(1) 情報通信技術特別約款 (基本補償：賠償部分)	損害賠償金
		争訟費用・協力費用
	(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項【全件付帯】 (基本補償：費用部分)	サイバー攻撃対応費用
		データ等復旧費用
		再発防止費用 等
	(3) コンピュータシステム中断担保特約条項 (オプション)	喪失利益・収益減少防止費用
営業継続費用		

## (1) 情報通信技術特別約款（基本補償：賠償部分）

### 保険金をお支払いする場合

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り。

- ① ITユーザー行為またはIT業務の遂行(\*1)に起因して発生したいずれかの事由（②を除きます）
  - ア. 他人の事業の休止または阻害
  - イ. 磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り。）
  - ウ. 人格権侵害
  - エ. コンピュータシステムにおいて提供されるデータ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによる著作権の侵害
  - オ. アからエまで以外の不測の事由による他人の損失の発生
- ② 情報の漏えいまたはそのおそれ

※ 上記の事由が日本国外で発生した場合も補償対象となります。

※ 日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

\* 1 IT業務不担保特約条項がセットされている場合、補償対象外となります。

## 支払限度額等

情報通信技術特別約款（基本補償：賠償部分）で引受保険会社がお支払いする保険金のうち、法律上の損害賠償金については、ご契約時に設定した支払限度額（1請求・保険期間中ごとに設定）が限度となります。また、情報通信技術特別約款でお支払いするすべての保険金（次ページ記載の法律上の損害賠償金および費用）の額を合算して、ご契約時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。なお、免責金額はご契約時に設定します（\*）。

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、情報通信技術特別約款、サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項、コンピュータシステム中断担保特約条項（オプション）およびその他の特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額（保険期間中）が限度となります。

(\*）実際の支払限度額・免責金額の設定金額については、別紙の「加入依頼書」をご確認ください。

## (1) 情報通信技術特別約款 (基本補償：賠償部分)

### お支払いの対象となる損害

法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力を するために支出した費用

### お支払いする保険金

法律上の損害賠償金	合計額から免責金額を差し引いた額に対して、 保険金をお支払いします。	損害賠償金 — 免責金額
争訟費用・協力費用	合計額に対して、保険金をお支払いします。	

※ 保険金の支払限度額・免責金額については、別紙の「加入依頼書」をご確認ください。

## (2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項 (基本補償：費用部分)

### 保険金をお支払いする場合

事故対応期間内に生じたセキュリティ事故に対応するためのサイバー攻撃対応費用、データ等復旧費用、風評被害事故(\*1)の拡大を防止するための費用、再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します(その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限り)。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故(\*1)を保険期間中に発見した場合(\*2)に限り。

#### セキュリティ事故とは

次のものをいいます。ただし、④は、サイバー攻撃対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。

- ① ITユーザー行為またはIT業務の遂行(\*3)に起因して発生した次のいずれかの事由(②を除きます)
  - ア. 他人の事業の休止または阻害
  - イ. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損  
(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限り。)
  - ウ. 人格権侵害
  - エ. コンピュータシステムにおいて提供されるデータ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによる著作権の侵害
  - オ. アからエまで以外の不測の事由による他人の損失の発生
- ② 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ ①または②を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃
- ④ ③のおそれ

(\*1) セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書き込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

(\*2) 訴訟対応費用については、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に限り。

(\*3) IT業務不担保特約条項がセットされている場合、IT業務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。

## (2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項 (基本補償：費用部分)

### お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。

また、①から⑥までの費用については、事故対応期間内に生じたものに限りです。

※ すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、別紙「加入依頼書」の「サイバーセキュリティ事故対応費用 (基本)」欄記載の支払限度額が限度となります。

※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、損害賠償責任に関する補償の「支払限度額 (保険期間中)」が限度となります。

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
① サイバー攻撃対応費用	次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報によって発見されていたときに支出する費用に限りです。 ア. コンピュータシステム遮断費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 セキュリティ事故発生時にサイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限りです。			
② 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。	(A) 100%	別紙「加入依頼書」に記載	別紙「加入依頼書」に記載
③ 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。 ア. 弁護士費用 弁護士報酬 (保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除き、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。) イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用 (個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。) ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用 (アおよびイを除きます。)	または (B) 90%		
		(*)		

(\*) (A) セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合 (サイバー攻撃対応費用については、かつ、結果としてサイバー攻撃が生じていた場合)  
(B) セキュリティ事故のうち、(A) 以外および風評被害事故の場合

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
④ データ等復旧費用	セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用またはサイバー攻撃により改ざんされたウェブサイトの復旧費用をいいます。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ※ <b>コンピュータシステム復旧費用担保特約条項 (オプション) を付帯する場合 (⇒ P. 9)</b> セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷 (機能停止等の使用不能を含みます。) が発生した場合に要した次の費用を含みます。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。 ア. コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器 (移動電話等の携帯型通信機器、ノートパソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。) ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 イ. 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用 (敷金その他賃借借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。) ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用 (付随する土地の賃借費用を含みます。) および撤去費用 ウ. 消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたソフトウェアまたはプログラムの修復、再製作または再取得費用	100%	別紙「加入依頼書」に記載	別紙「加入依頼書」に記載
⑤ その他事故対応費用	次のアからコ費用をいいます。ただし、①～④、⑥・⑦の費用を除きます。また、カ、クおよびコ (エ) については、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りです。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用ただし、エに規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用 (説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	-	

## (2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項 (基本補償：費用部分)

### お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
⑤ その他事故対応費用	カ. 個人情報漏えい見舞費用 公表等の措置により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用 (ア) 見舞金 (イ) 金券 (保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。)の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用 (保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りませ。)	100%	被害者1名につき 1,000円	別紙「加入依頼書」に記載
	キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用 (保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りませ。)。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りませ。	100%	被害法人1社につき 5万円	
	ク. クレジット情報モニタリング費用 クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用 コ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬 (保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。) (イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用	100%	—	

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
⑥ 再発防止費用	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、③相談費用を除きます。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りませ。	90%	別紙「加入依頼書」に記載	別紙「加入依頼書」に記載
⑦ 訴訟対応費用	次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいませ。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	別紙「加入依頼書」に記載	

### (3) コンピュータシステム中断担保特約条項 (オプション)

#### 保険金をお支払いする場合

不測かつ突発的なコンピュータシステムの操作・データ処理上の過誤等またはサイバー攻撃に起因して、記名被保険者が所有・管理するコンピュータシステムの機能が停止すること（以下コンピュータシステム中断担保特約条項において、「事故」といいます。）によって、コンピュータシステムを用いて記名被保険者が日本国内において行う営業が休止または阻害されたために記名被保険者に生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用）および日本国内で記名被保険者に生じた営業継続費用を補償します。保険金をお支払いするのは、事故が保険期間中に発生し、事故が連続して免責時間を超えて継続した場合に限ります。

#### 支払限度額等

	利益支払限度額／営業継続費用保険金額 (1事故・保険期間中)	約定支払期間/約定復旧期間	免責金額 (1事故) /免責時間
利益損失 (喪失利益・収益減少防止費用)	ご契約時に設定 (*1)	12か月 (約定支払期間)	100万円/ご契約時に設定 (*2)
営業継続費用	ご契約時に設定 (*1)	12か月 (約定復旧期間)	100万円/ご契約時に設定 (*2)

(\*1) 情報通信技術特別約款 (基本補償：賠償部分) で設定された保険期間中支払限度額の50%以内で設定いただけます。 (\*2) 2時間以上240時間以内で設定いただけます。

※ 利益損失でお支払いする保険金の額は、喪失利益および収益減少防止費用の合計額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、利益支払限度額が限度となります。

※ 営業継続費用でお支払いする保険金の額は、営業継続費用の額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、営業継続費用保険金額が限度となります。

※ この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、情報通信技術特別約款 (基本補償：賠償部分) で設定された保険期間中支払限度額が限度となります。

#### お支払いの対象となる損害

喪失利益	事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、付保経常費 (全経常費) および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額
収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために、事故発生の後、支払期間終了までに生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額
営業継続費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分 (以下「追加費用」といいます。) をいい、同期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額。ただし、次の費用は追加費用に含まないものとします。 ア. 事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用 イ. 事故が発生したコンピュータシステムを事故発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含まれるものとします。 ウ. 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了時における価値 エ. 収益減少防止費用として支払われる金額

※ 詳細は、保険約款でご確認ください。

### (3) コンピュータシステム中断担保特約条項 (オプション)

#### お支払いする保険金

##### 喪失利益

喪失利益の額は、収益減少額に利益率を乗じた額から支払期間中に支出を免れた付保経常費を差し引いた額とします。

$$\text{喪失利益の額} = \text{収益減少額} \times \text{利益率} - \text{支払期間中に支出を免れた付保経常費}$$

##### 利益率の算式

直近の会計年度 (\*) の数値を用いて、右の算式により算出される率とします。

$$\left( \text{営業利益} + \text{付保経常費} \right) \div \text{営業収益}$$

直近の会計年度 (\*) における営業利益がマイナスであった場合は、右の算式により算出される率とします。

$$\left( \text{付保経常費} - \text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}} \right) \div \text{営業収益}$$

(\*) 会計年度は、いずれも1年間とします。

##### 収益減少防止費用

収益減少防止費用の額は、収益減少防止費用に付保率を乗じた額とします。ただし、収益減少防止費用の支出によって減少することを免れた営業収益に利益率を乗じた額が、お支払いの限度となります。

$$\text{収益減少防止費用の額} = \text{収益減少防止費用} \times \text{付保率}$$

##### 付保率の算式

直近の会計年度 (\*) の数値を用いて、右の算式により算出される率とします。

$$\left( \text{営業利益} + \text{付保経常費} \right) \div \left( \text{営業利益} + \text{経常費} \right)$$

直近の会計年度 (\*) における営業利益がマイナスであった場合は、右の算式により算出される率とします。

$$\left( \text{付保経常費} - \text{営業損失} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}} \right) \div \left( \text{営業利益} + \text{経常費} \right)$$

(\*) 会計年度は、いずれも1年間とします。

##### 営業継続費用

営業継続費用の額とします。

※ 保険金の支払限度額等については、P.6および別紙「加入依頼書」をご確認ください。

※ 詳細は、保険約款でご確認ください。

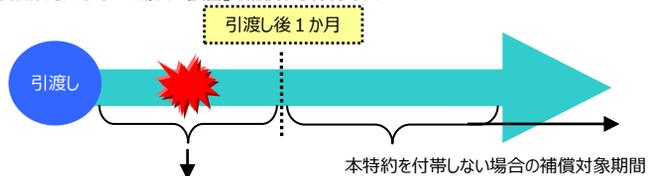
## (4) その他補償を拡大する特約条項 (オプション)

### 補償を拡大する特約条項

※詳細は、保険約款でご確認ください。

#### 引渡し後1か月危険担保特約条項

「基本補償：賠償部分」、「基本補償：費用部分」の補償範囲を拡大する特約条項です。  
IT業務のうち、ソフトウェア開発・プログラム作成業務において、通常は補償対象外となっている「ソフトウェア・プログラム等の引渡し後1か月の間に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合の損害」を補償する特約です。



通常、ソフトウェア・プログラム等の引渡し後、1か月の間に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合の損害は、補償対象外となります。

引渡し後1か月危険担保特約条項を付帯することにより、補償することができます。

【支払限度額】 1請求かつ保険期間中につき、次のいずれか低い方の金額とします(\*)。

- a. 「基本補償：賠償部分」の1請求支払限度額
- b. 1億円

【免責金額】 「基本補償：賠償部分」と同じ(共有)

(\*) 「基本補償：賠償部分」の1請求・保険期間中支払限度額の内枠となります。

#### 管理下財物損壊等担保特約条項

「基本補償：賠償部分」、「基本補償：費用部分」(\*)の補償範囲を拡大する特約条項です。  
管理下財物(被保険者がIT業務の遂行のために占有または使用する他人の財物等)の損壊、紛失、盗取、詐欺について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。

【支払限度額】 「基本補償：賠償部分」と同じ(共有)

【免責金額】 「基本補償：賠償部分」と同じ(共有)

【保険金をお支払いしない主な場合】

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

- a. 管理下財物が次のいずれかに該当する場合で、その損壊等による損害
  - ・被保険者が所有する財物(所有権留保条項付売買契約に基づいて購入された財物を含む。)
  - ・被保険者がもつばらIT業務以外の目的のために使用する財物
- b. 次の事由に起因する損害
  - ・自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
  - ・修理、点検または加工に関する技術の拙劣または仕上不良

(\*) 訴訟対応費用についてのみ適用されます。

## (4) その他補償を拡大する特約条項 (オプション)

### 補償を拡大する特約条項

※詳細は、保険約款でご確認ください。

#### サイバー攻撃による

#### 対人・対物事故担保特約条項

「基本補償：賠償部分」、「基本補償：費用部分」の補償範囲を拡大する特約条項です。補償内容は次のとおりです。

##### a. 損害賠償責任に関する補償

記名被保険者の日本国内における業務に起因して、サイバー攻撃により日本国内で発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取（以下、対人・対物事故）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します（保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限りです。）。

##### b. サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

また、上記対人・対物事故について、サイバーセキュリティ事故対応費用の「その他事故対応費用」に加えて、次の身体障害見舞費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。

身体障害見舞費用の概要	縮小支払割合	費用固有の支払限度額
対人・対物事故が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払う見舞金・香典または見舞品の購入費用	100%	被害者1名あたり 10万円

##### 【支払限度額・免責金額】

「損害賠償責任に関する補償/サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償」と同じ（共有）

##### 【想定される事故例】

- ✓ サイバー攻撃を受けた結果、百貨店内のスプリンクラーが誤作動を起こして散水。来店客の衣服等に汚損を生じさせたとして損害賠償請求を受けた。
- ✓ 製造したIoT家電のセキュリティが脆弱だったため、販売後購入者の自宅にてサイバー攻撃を受け家電から発火。
- ✓ 購入者がケガをし、損害賠償請求を受けた。

【保険金をお支払いしない主な場合】 ※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

- a. 航空機、船・車両（\*）または医療機器の所有・使用・管理
- b. 被保険者またはその業務の補助者が行う医療行為等の専門職業危険
- c. 保険契約者または被保険者が行いまたは加担した盗取または詐取 等

(\*）ただし、次の事由に起因する損害については、適用されません。

- (a) 保管、修理等を目的として寄託され、記名被保険者が管理する自動車または原動機付自転車に生じた損壊、盗取、紛失または詐取
- (b) 作業場または記名被保険者が所有、使用または管理する施設の内部における、記名被保険者による作業場内工作車の所有、使用または管理

#### コンピュータシステム復旧費用 担保特約条項

「基本補償：費用部分」の補償範囲を拡大する特約条項です。

サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項（全件付帯）で補償する「データ等復旧費用」の範囲を拡張し、セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。）が発生した場合に要した次の費用を補償する特約です。

- ① コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯式通信機器、ノートPC等を除く）等の修理費用または再稼働のための点検・調整費用もしくは試運転費用
- ② 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用、代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）、撤去費用
- ③ 消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたソフトウェアまたはプログラムの修復、再製作または再取得費用

【支払限度額】 別紙「加入依頼書」記載（\*）

【免責金額】 なし

(\*）サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項の「データ等復旧費用」の支払限度額と同じ（共有）

## 2. 保険金をお支払いしない主な場合

### お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由に起因する損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

#### 【共通】

- ・戦争、変乱、暴動、労働争議
- ・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用

#### 【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項：共通】

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ・他人の身体の障害（\*1）
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺（\*1）（\*2）。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合（\*1）
- ・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
  - ア. 火災、破裂または爆発
  - イ. 急激かつ不測の事故によるコンピュータシステムの損壊または機能停止
- ・特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、適用しません。
  - ア. コンピュータシステムにおいて提供されるデータ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害
  - イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- ・被保険者の暗号資産交換業の遂行
- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合

（\*1）「サイバー攻撃による対人・対物事故担保特約条項」を付帯する場合は、この一部を補償することができます（P.9をご参照）。

（\*2）「管理下財物損壊等担保特約条項」を付帯する場合は、この一部を補償することができます（P.8をご参照）。

#### 【情報通信技術特別約款】

- ・記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の事由
  - ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証券等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動
  - イ. 不正な為替取引・資金移動

#### 【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項：ITユーザー行為に起因する事故（\*3）固有】

- ・通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし
- ・被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版

#### 【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項：IT業務の遂行に起因する事故（\*3）固有】

- ・販売分析、販売予測または財務分析の過誤
- ・記名被保険者の日本国内におけるソフトウェア開発またはプログラム作成業務について、その業務の結果の引渡し（試用後の本引渡しを取り決めている場合は、その本引渡しをいいます。）前に、または引渡し後1か月を経過する時までに（\*4）、損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その損害

#### 【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項：情報漏えいまたはそのおそれの事故固有】

- ・被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
- ・被保険者が他人に情報を提供または取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた損害賠償請求

#### 【金融機関特定危険不担保特約条項（\*5）】

- ・通貨不安、為替変動、有価証券等の取引における誤発注等の事務的過誤・取引の停止・遅延
- ・有価証券等の損壊・紛失・盗取・詐取・消失

等

（\*3）「情報漏えいまたはそのおそれ」を除きます。

（\*4）「引渡し後1か月危険担保特約条項」を付帯する場合は、引渡し後1か月の間に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合の損害を補償することができます（P.8をご参照）。

（\*5）記名被保険者が金融機関である場合に全件付帯されます。

## 2. 保険金をお支払いしない主な場合

### お支払いの対象とならない主な場合（続き）

#### 【コンピュータシステム中断担保特約条項（オプション）】

- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ・受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- ・債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
- ・記名被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること
- ・コンピュータシステムの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先。ただし、そのコンピュータシステムの能力を超える利用が第三者の故意または加害の意図をもって行われたことを保険契約者または記名被保険者が立証した場合は除きます。
- ・賃貸借契約等の契約の失効、解除、その他の理由による終了または各種の免許の失効もしくは停止
- ・脅迫行為
- ・コンピュータシステムの操作者または監督者等の不在
- ・衛星通信の機能の停止
- ・記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止もしくは障害または記名被保険者が利用するクラウドサービスの停止
- ・記名被保険者が新たなソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合または改定したソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合に、次のいずれかに該当する事故によって生じた損害等
  - ① 通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかしによって生じた事故
  - ② ソフトウェアまたはプログラムのかしによって試用期間内または引渡し（試用後の本引渡しを取り決めている場合は、その本引渡しをいいます。）後、1か月以内に生じた事故
- ・政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ・テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に関して行う暴力的行為（示威行為、脅迫行為および生物兵器または化学兵器等を用いた加害行為を含みます。）または破壊行為（データ等を破壊する行為を含みます。）をいいます。）
- ・テロ行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為

等

## 3. 「情報漏えい限定補償プラン」の補償内容

### 商品概要

情報漏えい限定補償プランは、基本補償（賠償部分）・（費用部分）を、情報漏えいリスクに限定して補償するプランです。

### 商品構成

	補償の種類	主な補償内容
賠償責任保険 普通保険約款	(1) 情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用）  （基本補償：賠償部分）	損害賠償金
		争訟費用 等
	(2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項【全件付帯】 （基本補償：費用部分）	サイバー攻撃対応費用
		データ等復旧費用 再発防止費用 等

### (1) 情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保用）（基本補償：賠償部分）

#### 保険金をお支払いする場合

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。（\*1）（\*2）

（\*1）保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

（\*2）日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

※支払限度額等、お支払いの対象となる損害、お支払いする保険金については、P. 2 ～ P. 3をご確認ください。

## 3. 「情報漏えい限定補償プラン」の補償内容

### (2) サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項（基本補償：費用部分）

#### 保険金をお支払いする場合

P. 3～ P. 5に記載の①から⑦までの費用（その額および用途が社会通念上、妥当と認められるものに限り、また、①から⑥までの費用については、事故対応期間内に生じたものに限り、）を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故（\*1）を保険期間中に発見した場合（\*2）に限り、

※お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等についてはP. 3～ P. 5をご確認ください。

- (\*1) セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれがあります。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。
- (\*2) P. 5の⑦訴訟対応費用については、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に限り、

#### セキュリティ事故とは

次のものをいいます。ただし、③は、サイバー攻撃対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。

- ① 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② ①を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃
- ③ ②のおそれ

### (3) オプション補償

情報漏えい限定補償プランには、コンピュータシステム復旧費用担保特約条項をセットすることができます。P. 9をご確認ください。

※情報漏えい限定補償プランには、コンピュータシステム中断担保特約条項、引渡後1か月危険担保特約条項、管理下財物損壊等担保特約条項、サイバー攻撃による対人・対物事故担保特約条項をセットすることはできません。

## 4. 「情報漏えい限定補償プラン」の保険金をお支払いしない主な場合

### 【情報漏えい限定補償プラン】お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由に起因する損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款をご確認ください。

#### 【共通】

・戦争、変乱、暴動、労働争議

#### 【情報通信技術特別約款（情報漏えい限定担保）・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項：共通】

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ・他人の身体の障害
- ・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の人によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- ・被保険者の暗号資産交換業の遂行
- ・被保険者相互間における損害賠償請求
- ・被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
- ・被保険者が他人に情報を提供または取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた損害賠償請求
- ・保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合

## 4. 「情報漏えい限定補償プラン」の保険金をお支払いしない 主な場合

### 【情報漏えい限定補償プラン】お支払いの対象とならない主な場合(続き)

#### 【情報漏通信技術特別約款（情報漏えい限定担保）】

・記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の事由

- ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証券等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動 イ. 不正な為替取引・資金移動

#### 【金融機関特定危険不担保特約条項】(\*)

- ・通貨不安、為替変動、有価証券等の取引における誤発注等の事務的過誤・取引の停止・遅延  
・有価証券等の損壊・紛失・盗取・詐取・消失等

等

(\*) 記名被保険者が金融機関である場合に全件付帯されます。

## 5. ご注意事項

#### <もし事故が起きたときは>

(右記の6つの費用：サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用、データ等復旧費用、その他事故対応費用、再発防止費用)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

(上記6つの費用以外)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

#### <ご加入者と被保険者が異なる場合>

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

#### <示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置ください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

#### <保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

#### <告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

#### <補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご確認ください。

#### <通知義務>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

また、「業種」は通知事項ではございませんが、ご契約にあたり重要な事項ですので、変更が生じた場合は遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

#### <ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について>

- (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。
- (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
  - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
  - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

## 5. ご注意事項

### <他の保険契約等がある場合>

JCB法人カード付帯サイバーリスク保険（以下「JCBカード付帯保険」といいます。）から保険金が支払われる損害は、その損害の額がJCBカード付帯保険により支払われるべき保険金の額とその免責金額の合計額またはこの保険契約の加入者証に記載された免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。また、JCBカード付帯保険により支払われるべき保険金の額とその免責金額の合計額またはこの保険契約の保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額とみなします。JCBカード付帯保険以外で、この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

### <加入者証>

加入者証が届くまでの間、のご案内書等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

### <代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

### <保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（\*））またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（\*）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限りです。

### <お引受けを制限させていただく場合>

業種や過去の事故歴によって、お引受けできない場合や、お引受けを制限させて頂く場合がございますので、募集代理店へお問い合わせください。

### <ご加入内容の変更等>

ご加入内容の変更をご希望の場合は、ご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

この保険は、株式会社ジェーシービーを契約者とし、JCBグループのカード発行会社が提供するカードの会員を記名被保険者とするサイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は株式会社ジェーシービーが有します。

のご案内書は、サイバーリスク保険およびこれに付帯する特約条項の概要を紹介したものです。サイバーリスク保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯する特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認をご希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。なお、のご案内書にはご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

## 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808

ナビダイヤル®

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時  
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

通話料  
有料

# 用語の意味

このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

IT業務	<p>記名被保険者の日本国内における次の業務のうち、保険証券に記載されたものをいいます。ただし、ITユーザー行為を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. ソフトウェア開発またはプログラム作成業務</li> <li>イ. 情報処理サービス業務</li> <li>ウ. 情報提供サービス業務</li> <li>エ. ポータルサイト・サーバ運営業務</li> <li>オ. アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務</li> <li>カ. インターネット利用サポート業務</li> <li>キ. 電気通信事業法が規定する電気通信業務</li> <li>ク. その他アからキまでに準ずる業務</li> </ul>
ITユーザー行為	<p>記名被保険者の業務における次の行為をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. コンピュータシステム（他人に使用させる目的のものを除きます。）の所有、使用または管理</li> <li>イ. アのコンピュータシステムにおけるプログラムまたはデータ（他人のために製造・販売したものを除きます。）の提供 （記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。）</li> </ul>
コンピュータシステム	<p>情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。</p>
サイバー攻撃	<p>記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関し行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. コンピュータシステムへの不正アクセス</li> <li>イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為</li> <li>ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。）</li> <li>エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為</li> </ul>
事故対応期間	<p>被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時から、その翌日以降 1 年が経過するまでの期間をいいます。</p>
外部通報	<p>次のいずれかをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報</li> <li>イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告</li> </ul>
公表等の措置	<p>次のいずれかをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限ります。）</li> <li>イ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道</li> <li>ウ. 被害者または被害法人に対する詫言状の送付</li> <li>エ. 公的機関からの通報</li> </ul>
情報の漏えい	<p>電子データまたは記憶媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 個人情報</li> <li>イ. 法人情報</li> <li>ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）</li> </ul>
漏えい	<p>次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（*）</li> <li>イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと（*）</li> <li>ウ. 個人情報または法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと（*）</li> </ul> <p>（*）知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。</p>
第三者	<p>次のアからエまでのいずれにも該当しない者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 保険契約者</li> <li>イ. 被保険者</li> <li>ウ. アまたはイの者によって個人情報の使用または管理を認められた事業者</li> <li>エ. アまたはウの者の使用人</li> </ul>
人格権侵害	<p>被保険者によって行われた文書または画像等による表示に起因して発生した他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害をいいます。</p>
支払期間	<p>保険金支払の対象となる期間であって、コンピュータシステム中断担保特約条項における事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時に終わります。ただし、いかなる場合も利益約定支払期間（12か月）を超えないものとします。</p>
復旧期間	<p>保険金支払の対象となる期間であって、コンピュータシステムにコンピュータシステム中断担保特約条項における事故が発生した時に始まり、そのコンピュータシステムの機能が復旧された時に終わります。ただし、コンピュータシステムの機能を、事故直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も営業継続費用約定復旧期間（12か月）を超えないものとします。</p>